

総務常任委員会報告



以上の者』とあるが、高校生でも十分にやっ
ていけるといいうような
認識をもっているが、
資格を拡大して、もつ
と協力していただだけな
いものか。

答 消防団の充実・
強化に向けた当面の取
り組み事項の中に、学
生であれば大学生まで
働きかけなさいといっ
たことが規定されてお
ります。高校生につい
ては、年齢的にも18歳
以下ということもあり、
消防団に勧誘すること
よりも、防災教育を進
めるなかで、今後、消
防団の必要性というも
のを進めていくべきで
はないかと考えます。
今のところ、国のほう
も高校生までは言及し
ておりません。

審議の結果、本案は
原案のとおり可決すべ
きものと決定いたしま
した。

議案第16号 阿蘇市 国民健康保険税条例 の一部改正について

問 今回、非常に高
い率で上がっているこ
とに懸念を持っている
18年度に改定して今回
9年ぶりということだ
が、こういう事態にな
る前に、もっと早く手
を打つべきではなかつ
たのか。

答 平成24年頃、改
正が必要な時期を迎え
た頃に災害が発生し、
被保険者の方に負担を
かけるわけにはいかな
いということから、改
正を先送りにした背景
もあります。それと、

一人あたりの医療費が
膨大になった要因のひ
とつに、最近の医療技
術の革新等が、医療費
拡大に繋がっていると
も聞いております。

問 今回の税率改正
は、基金残高がほぼゼ
ロという状況のなかで
致し方ないと思うが、
市民の方からはなか
か理解は得られにくい
と思う。災害で改正の
時期を先送りしたこと
や、医療費の急激な増
加など、この現状を市
民にわかっていただ
くことが大事ではないか。
また、基金を何とか元
に戻す方法を、関係課
と協議していく必要が
あるのではないか。

答 合併当初は、各
町村が基金を持ち寄っ
ていました。その基金
があったことから、
『お金は余っているの
になぜ税率を上げるの
か。』との意見もあり、
国保審議会では、税率
改正については先送り
した経緯があります。

また、一人あたりの医
療費が平成24年度では、
概ね31万円だったのが、
平成26年度では、38万
円まで上がっており、
医療費全体が非常に高
くなってきているとい
う現状があります。本
来、基金は、もしもの
ときのための備えとい
うのが基本的な考え方
ですが、最近の急激な
医療費の増加により、
基金を使い果たしてし
まったということでは
ありません。

問 今回の税率改正は10%
ですが、実際、10%の
上げ率では基金の積立
分も含めると足りない
状況ですが、国からの
交付金等も考慮して、
今回はこの税率でいき、
これまでの経緯等も含
め、広報やチラシ等を
通じて、十分に周知し、
ご理解いただくような
措置を取っていきたい
と考えています。

問 熊本県の平均医
療諸費と阿蘇市の平均
医療諸費に格段の差が
あるが、この要因は果
たしてどこにあるのか。
また、今回の税制改正
の上昇ベースで、果た
して何年もつのか。今
回改正して、また来年
ということになるかと、市
民から不信感をかうこ
とになるのではないか。

答 医療費の高い要
因については、阿蘇市
は、糖尿病や高血圧等
の患者が多いからと聞
いています。検診の受
診率は県下の平均より
高いとのことですが、
医療費の減少には転じ
ておらず、成果がまだ
出てきていない状況で
す。また、税率改正に
ついては、今回上げて、
またすぐに来年もと
いったことはないと思
います。ただ、数年後
には、熊本県が主体と
なって国保が県下一律
に統一されるとい
う方向が決まってい
ます。一般会計から補
てんしてはどうかとい
う意見も聞かれますが、
いまのところ、阿蘇市
では、あくまでも受益

今期定例会において、
総務常任委員会に付託
されました案件は、議
案14件であります。そ
の主な審議の経過と結
果は次のとおりです。

議案第13号 阿蘇市 消防団員の定員、任 免、給与、服務等に 関する条例の一部改 正について

問 消防団員の資格
のなかに、『年齢18歳

者の負担が原則であるというところでやっています。しかしながら、今後はこのような現状を考慮し、あらゆる方向で検討していく必要があると感じています。

議案第33号 平成27年度阿蘇市一般会計予算について

内牧支所分

意見 24年に災害が起きて、税率改正が出来なかつたことも理解できないわけではないが、やはりその時に議会等にこの問題は諮っておくべきだったと思う。

従って、今回は、大幅に税率を上げるのではなく、特例として一時的にでも一般会計から負担するべきだと思う。一度にこれだけの税率を上げることには賛成できない。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

税務課分

問 地籍調査が最終的に終了するのは何年後の見込みか。

答 現在、波野地区を2・5km²のペースで進めています。この計算でいきますとあと20年。阿蘇市全体でいきますとあと30年ほどかかる見込みです。

問 それほどの長い期間を見込んでいて、このままでいいのかと考える。それなりの予算要求、あるいはそういった計画を進める必要があるのでは。

答 この地籍調査については、24年の災害後に、境界がはっきりせず、工事に着工するまでに非常に時間がかかったという経緯があります。そういった現状を踏まえても、なるべく早く終わらせたいとの考えはあります。ただ、財政的な部分や職員の人員を考えると、すぐに増やすと

いうことは難しいですが、今後、市としても、この問題点を早く解決し、進捗率を高めていきたいと考えています。

総務課分

問 人件費関連だが、合併後10年経過した今、職員の適正人員はどれくらいか。

答 全国の定員管理調査からいきますと、類似団体と比較して、まだ約30〜40名ほど多いということになります。阿蘇市としてもかなり削減してきてはいますが、業務量も増えてきており、これ以上削減できるのかと悩んでいるところですが、財政規模面から申しますと、まだ、若干の削減が必要ではないかというところではあります。

意見 削減も大事だが、それにより阿蘇市の行政サービスが低下しないよう、そこは精査しながらやっていただき

たい。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号 平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について

問 今回、上水道に移行されることだが、長年の懸案だったこともあり、非常にいいことだと思う。その上水道の加入手数料が、個人負担ではなく、財産区の負担でされるのか。また、古城財産区の場合、今回は限定された地区の加入だが、今回加入されていない地区の方が、将来、加入される場合は、その加入手数料は財産区での負担でできるのか。

答 上水道の加入負担につきましては、財産区の管理委員会のなかで決められたこと

ですが、今回の三野地区の約140軒の分につきましては財産区の中で負担するということになっていきます。また、古城の残りの地区につきましては、現在のところ、加入の予定はございません。また、古城財産区は、災害がありましたので、現在、基金残高がゼロとなっております。将来的なことも踏まえ、計画的に基金を積み立てて、今後また加入するということになれば、また財産区の中から負担するという形になると思われま

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。